

これまでの議論の整理・施策の方向性

1. 前提

(1) 公・ハードのまちづくりから、民・ソフトのまちづくりへ（官民連携重視のまちづくり）

- ・ 我が国のまちづくり関連制度の中心は、主に戦後から二十世紀までにおいては、公的主体による基盤施設の整備や土地利用規制。
- ・ まちづくりの概念そのものについても、ハード整備に重点が置かれており、経済活動や日常生活等のソフトな面はハード整備の結果であって、まちづくりの中心ではなかった。
- ・ しかしながら、二十一世紀に入り、都市内ストックが充実し、ハードのまちづくりが成熟期に。民間企業や住民などそれぞれの主体がまちに求めるニーズが多様化。
- ・ 国内の財政状況が逼迫する中、多様化したニーズに沿って、より高質かつ効率的なまちづくりを推進するためには、民間活力を最大限に有効活用しなければならない必要性。

(2) これまでの官民連携のまちづくりを支える制度

- ・ 都市再生整備計画制度においては、民間によるまちづくり活動への参画を促す制度が措置。
- ・ 民間まちづくり団体については、活動の円滑化を図るため、市町村が当該民間まちづくり団体の活動に対する公的性格を付与し、協議の場や提案権を規定した都市再生推進法人制度も整備。

2. 民間まちづくり活動の現状・課題

- ・ まちづくりルールの作成や公共施設管理などの行政機能の代替、イベント開催や情報発信などの行政機能の補完、空き店舗の利活用などの収益事業など、様々な活動形態。
- ・ まちづくり活動を担う団体は、全国の約半数の自治体に存在し、自発的な事業活動の展開が期待される段階。その組織形態も社団・財団法人、NPO 法人、株式会社、任意団体など多様。
- ・ 活動の動機も、当該活動が団体の親元企業の CSR や PR の一環である場合や、公的施設の指定管理者として行政の積極的関与により設立された場合、純粋に地域の魅力向上のためのボランティア的な団体が活動を実施している場合等、様々。
- ・ 人材確保や安定した財源確保など、その持続的な活動を支える環境は未だ発

展途上。活動のノウハウもそれぞれの団体の創意工夫に委ねられているが、ノウハウ共有等のため団体間のネットワーク化を図る動きが出始めている。これからのまちづくりをより豊かで持続的な活動として日本社会に定着させるためには、行政による一層の環境整備が必要な状況。

3. 行政の基本的な役割

(1) 地域公共財としての民間まちづくり活動

- ・ 地域の環境や価値の向上につながる民間まちづくり活動は、いずれも、一定の地域において正の外部性を有する一種の地域公共財ととらえることができ、行政が当該民間まちづくり活動を支援する妥当性は認められる。
- ・ 一方で、まちづくりは、民間まちづくり団体の自由な発想や行動力に依るところが大きい。行政は、民間まちづくり団体の地域公共財としての役割をより広く柔軟に認識するとともに、行政の関与により当該役割を制限することがないよう留意し、自主性、自立性を確保しつつ、活動を活性化することを基本的考え方とすべき。

(2) ビジョンの共有

- ・ 官民共通の目標、主体毎の役割分担等を明確にする計画・ビジョンを、関係者間で策定し、共有することが必要。
- ・ そのためには、ビジョンの検討段階から官民が協働し、ビジョンの実行者を想定しながら実現可能性を高めていく作業が重要。
- ・ ビジョンの実現のための足かせとなりうる規制の緩和、関係者間の利害調整等の実務的な環境整備に加え、持続的な活動を可能とするために財源や人材確保の課題に対する支援なども必要。

4. 主な課題に応じた施策の方向性

(1) 民間まちづくり活動団体の適切な組織構築

① 活動目的・活動内容に合った組織形態

- ・ 基本的には、民間まちづくり活動団体が行政の直接的な関与なく設立され、自立的に活動することが望ましいが、行政の代替機能や、既存の事業モデルがない新しい取り組みを主な活動とするなど、自発的な組織設立が容易には見込まれないような場合には、公的に出資や融資などの誘導策を講じることも考えられる。
- ・ 民間まちづくり活動団体の取り得る組織形態は多様であるが、ビジョンを実現するための活動を遂行するためには、会社形態を取るべきか、社団・財団法人とするべきか、その中でも公益認定を受けるか否かの判断が求められる。

その際、活動内容や目的に沿った組織ほどの形態が適切かを判断できるよう、事例収集とその横展開を図るべき。

② プラットフォームの構築

- ・ 当該団体同士の情報交換や連携が不可欠であり、例えば、関係者が一堂に会して連携調整する場として、都市再生制度の都市再生緊急整備協議会や市町村都市再生協議会などのプラットフォームを最大限有効活用するべき。

③ 既存組織の「民間まちづくり活動団体化」の誘導

- ・ 民間まちづくり活動においては、例えば、地元経済を支える企業等の、いわゆる「民間まちづくり活動団体」ではない民間企業の役割も大きい。民間企業が積極的にまちづくりに参加する誘導策を講じるべき。

④ 認知度の向上

- ・ 民間まちづくり活動団体の中には、地域での認知度が低いことから民間不動産や公的不動産を活用した活動が円滑に行えないという声もある。このため、公的に民間まちづくり活動団体であることを認定する都市再生推進法人制度の更なる普及と、法人への支援策の充実を図るべき。

(2) 持続的かつ安定的な財源の確保

① 必要最小限の公助

- ・ 自主性、自立性を確保しつつ、活動を活性化する支援策を講じるという基本的考え方に立った場合、行政が財政上で支援すべき場面はある程度絞るべき。
- ・ 一方、社会実験等で先導的に取り組み、導入を新たに目指す場合には、そのスタートアップについては積極的に支援すべき。

〔適切なリスクテイク（まちへの投資）〕

- ・ 特に地方部ではイニシャルのリスクテイクをできる事業体が極端に少ないというのが現実であり、その活動が軌道に乗るまでのスタートアップが円滑に行えるような後方支援が必要。
- ・ イニシャルコストは地元金融機関、民間都市開発推進機構などの公的金融機関、行政がリスクを含めて負担し、その後の運営は民間に任せるという形をとることで、自立的な活動を確保しつつ、地域全体に貢献するまちづくり活動の支援につながりうる。
- ・ 金融機関や行政などの公的セクターのリスクテイクの機運を醸成するとともに、施策ツールの充実を図るべき。

〔先進事例の発掘、横展開〕

- ・ 先進的な収益事業を行っている活動事例などのモデルケースを推進し、その横展開を図ることが必要である。その際に、専門家による人材育成や企業の持つノウハウの活用等横展開すべきノウハウを幅広く柔軟に捉えて推進すべきである。加えて、民間まちづくり活動の意義について社会的理解を深めるべく、その効果を見える化し、普及すべき。

〔自立性確保が困難な活動〕

- ・ 人口減少、高齢化が著しく行政サービスの質・量の確保が困難に直面している地域などは、そもそもマーケットの広がりも期待できないことから収益事業の実現可能性が小さい。
- ・ このような場合には、必要最小限の範囲内での行政の財政負担を呼び水として、住民自らの負担、あるいは学生や地元企業のボランティアな支援を確保しながら身の丈に合った範囲で実施されることを目指すのが現実的。実現が困難な条件の中で工夫をして民間まちづくり活動を実現している事例を、国内で共有することも重要。

② 共助のインセンティブ付け

〔共助の意識醸成〕

- ・ 自治体が民間まちづくり活動の地域公共財としての役割を、より広く柔軟に認識できるよう、最新の民間まちづくり活動やその効果に関する情報提供や普及啓発を行うべき。
- ・ 官民でビジョンを共有し、行政が民間まちづくり活動の公益性を認めることによって、少しでも地域のまちづくりに役立ちたいという個々人や組織の意識を醸成させることが、共助の発展には不可欠。

〔継続的な財源確保手段の充実等〕

- ・ 自らがまちづくり活動により享受する利益に対する対価として、まちづくり団体の構成員が負担する会費や分担金の類いは、当該団体が継続的に安定した財源を確保する手段として重要。
- ・ 他方、民間まちづくり活動自体が義務ではなく、自主的・自立的な活動が基本であることから、当事者同士の合意に基づく財源負担ではなく、法令上義務づけるべきかには慎重な議論が求められる。地方自治法の分担金制度を活用した取り組みが一部公共団体において始まっているが、受益と負担の関係がどこまで明確であれば受益者に負担を義務づけられるのか、事例の積み重

ねを見定める必要がある。

- ・ 地域に必要なものとして整備された通路、公開空地、駐車場等といった公共公益施設の整備、維持管理、更新等について、地域毎にルールを定めるとともに、そのために必要となる継続的な財源を確保できるよう、例えば、関係者が長期にわたり財源を積み立てるとともに、これに対して公共が一定の支援を行うなど、枠組みを整備することが考えられるのではないかな。
- ・ 外部からの共助としての寄附や投資については、エンジェル税制や公益法人等に対する寄附促進税制等の税制面の充実や、クラウドファンディング手法を定着させることによる小口の投資や寄附を促進して、参画の間口を広げることが求められている。

③ 自助のインセンティブ付け（収益事業の環境整備）

- ・ 補助金等の公的支援に過度に頼らずに、自らの活動の中で収益を上げ、安定して持続的な活動が実現できる環境づくりが重要。
- ・ そのためには、上げた収益をまちづくり活動に再投資しやすくすることが重要であり、また、既存の民間施設を当該活動のために利活用しやすい環境づくりや、パブリックスペースの柔軟な利活用を認める等の活動の場づくりが重要である。

④ 資金調達手段の多様化

- ・ 融資制度、企業版ふるさと納税、休眠預金制度の活用など、今後、資金調達手段は一層多様化することが見込まれる。民間まちづくり活動が活用できる資金調達手段や資金調達促進制度など、様々な選択肢があることを広く発信することが重要。

（3）事業と管理の一体性確保

- ・ 民間まちづくり活動を効果的に地域へと導入するためには、市街地整備事業などによるハード整備に伴う地域におけるまちづくりの機運の高まりを一つのきっかけとすることが有効。
- ・ このため、ハード整備の段階から、あらかじめ、その後に行われるべきエリアマネジメントについても考慮し、関係者の密接な連携等が図られることとなる仕組みの構築が重要。

（4）人材育成・ネットワークの構築

① 人材育成

- ・ 活動を担う発想力と実行力を持った人材を確保することが不可欠。同様に、

官民連携して円滑に活動を行うためには、調整能力を持ったマネジメント人材も同様に重要。このような人材を育成するためには、座学のみならず実践的な研修を全国展開していくことが望ましい。

- ・ 民間のみならず、行政側でも官民連携したまちづくりを支えられる人材が必要。行政職員の専門性の確保に努めるべき。
- ・ 高校や大学などの教育機関と連携して、まちづくりへの興味と責任感を醸成することで、担い手の裾野を広げることが重要。

② ネットワークの構築

- ・ 既に専門性や意欲を有する人材、マネジメント力がある人材に対し、その能力を発揮する機会を与えることが重要。例えば、異なる専門性を有する人材と適切にマッチングされる場を行政が創出。
- ・ 異なる民間まちづくり活動団体同士が情報交換や事業連携が行えるようなネットワークを整備することは、個々の団体の活動範囲や能力の拡大にも寄与。